平成29年度答申第1号平成30年3月12日

印西市長 板 倉 正 直 様

印西市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 伊 藤 義 文

印西市個人情報保護条例第33条第1項の規定に基づく諮問 について(答申)

平成29年11月22日付け印西社第947号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

印西市長が平成29年5月18日付け印西子第217号で行った個 人情報不開示決定処分に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 第1 審査会の結論

印西市長(以下「実施機関」という。)が、「●●●●に係る相談記録票及び●●●●年●●月の移動経緯に係る書類」について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、結論において妥当であるが、その理由を印西市個人情報保護条例(平成12年条例第25号。以下「条例」という。)第15条第2号による開示請求者以外の個人に関する情報に改めるべきである。

### 第2 諮問事案の概要

1 個人情報の開示請求

審査請求人は、条例第13条第1項及び第2項の規定に基づき、 平成29年5月8日付けで実施機関に対し、「●●●●に係る相 談記録票及び●●●年●●月の移動経緯に係る書類」の個人情 報開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求について、開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで条例第15条第8号に該当する不開示情報を開示することになるとの理由で、条例第18条の規定に基づき個人情報の存否を明らかにしないで拒否し、平成29年5月18日付けで不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、同年6月5日に総合窓口にて個人情報不開示決定通知書を審査請求人に交付した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、平成29年9月4日付けで実施機関に対し審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

#### 4 諮問

実施機関は、条例第33条第1項の規定に基づき、平成29年 11月22日付けで本件審査請求について、印西市情報公開・個 人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問した。

### 第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び口頭意見陳述で主張している審査 請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) ●●●●(以下「長男」という。)及び弟である●●(以下 これらを「長男等」という。)は、●●●年●●月の印西市 (以下「市」という。)からの移動後、当時の母親(以下「母 親」という。)からのネグレクト等により、小学校等に十分に 通えず、食事もまともに与えられていないことは、証拠書類か らも明白である。

また、母親の長男等への虐待は●●●年以前から恒常的に行われていたものであることは、親族等では周知の事実である。しかしながら、市はこのような事実の確認をすることなく、母親への支援を行い、その結果として、証拠書類のとおり●●

これは、市が行った母親への支援により引き起こされた虐待で、市が当該虐待を幇助したものであり、市は市が行うべき事務又は事業の適正な遂行を行っていない。

よって、不開示の理由として、条例第15条第8号を根拠とすることはできない。

- (2) 条例第18条には、「当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは~」と記されているが、本件はそのような性質のものでは全くない。
- (3) 平成●●年●月には、子育て支援課の課長及び職員1名が、 長男宅を訪問し、長男及び長男の父(以下「父親」という。) に謝罪をしていることから、何らかの行政文書が存在すること は長男が既に知るところである。
- (4) 実施機関が主張する不開示理由は、何の根拠もなく不明確な

ものであり、本件処分は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)第5条の規定に違反しており違法である。これにより長男は、情報公開法で保障された開示請求権を侵害されている。

- (5) 市が行った上記(1)により、長男が日本国憲法(以下「憲法」という。)第25条で保障する健康で文化的な最低限度の生活を営む権利及び憲法第26条で保障する教育を受ける権利を奪われたことは明白であり、今後も市において、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利及び教育を受ける権利が守られるのか甚だ疑問である。
- (6) 長男、父親等は、市が行った上記(1)について深い疑念を抱いており、長男に至っては、今後も市が同様のことを行うのではないかと大きな不安を持っている。市が行った同(1)を明らかにしない限り、長男等の今後の生活に支障が出ることは十分に考えられる。長男等の不安を拭うためにも、市は早急に情報を開示すべきである。
- (7) 条例などというものより、憲法で保障する権利が優先することは言うまでもない。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書、諮問説明書、意見書及び口頭による説明に おいて主張している内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求の内容である相談事業は、相談機関と相談者との信頼関係の上に成り立っている。 DV被害者に関する相談も含まれるなど事業の性格から相談者自身が強い不安を抱えた中での相談が多く、その相談記録及び関係書類を開示することは、相談者の信頼を損ねることとなり、今後相談しようとする者が躊躇する等、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

加えて、相談事業は担当課単独でその解決ないし支援を行うことは少なく、関係機関、関係団体等との密接な協力体制が必要となる。相談記録及び関係書類を開示することは、関係機関、関係団体等との信頼関係の構築、維持にとって重大な支障が生じ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第15条第8号に該当する。

また、存否を明らかにすることは、対象となった者の相談の有

無を示すことになり、その内容を示さずとも条例第15条第8号に定める不開示情報を開示することになることから、条例第18条の規定により、本件処分を行ったものである。

- 2 条例第15条第8号に該当するか否かの判断は、「その内容を 開示することにより、事務又は事業の適正な遂行を妨げるか否 か」を基準として判断するものであり、「その内容となった事務 又は事業が適正なものであったか否か」を基準として判断するも のではない。
- 3 情報公開法の開示請求権を条例に基づく開示請求権に関連付けているが、情報公開法における行政機関には、地方公共団体は含まれない。なお、条例第15条は、市が保有する個人情報について開示等の請求の権利を保障しているが、市が保有する個人情報の中には、自己の情報であっても開示することにより市政の公正な執行を妨げるおそれのあるものもあり、開示しないことがやむを得ないと考えられる場合があるため、例外として開示しない情報について定めている。本件処分は、条例に基づき不開示決定の処分をしており、開示請求権を侵害しているものではない。
- 4 実施機関による相談事業の内容は、子どもや家庭内のもめごと等に関する悩みの相談をはじめ、児童虐待相談、DV被害者の相談などである。これらの相談に係る記録や支援等に係る情報の取扱いについては、相談者の置かれている環境等を踏まえ、本人の人権を尊重し、その安全の確保及び秘密の保持に十分配慮しなければならないことは同様の事例からも明らかである(参考)高齢者虐待防止法活用ハンドブック第2版189頁14行目から28行目まで掲載。
- 5 以上述べたとおり、本件処分に何ら違法又は不当な点はない。
- 6 なお、審査請求人は他に審査請求の理由として種々言及しているが、これらはいずれも本件処分の取消しを求める理由としては、 採用することはできない。

### 第5 審査会の判断

本件開示請求に係る個人情報の特定 本件開示請求は、個人情報開示請求書において、開示を求める 個人情報の範囲を「●●●●に係る相談記録票及び●●●●年● ●月の移動経緯に係る書類」としていたところ、「相談記録票」 の範囲及び「移動経緯」の内容等が不明確であって、開示対象となる個人情報の範囲が上記記載のみをもっては特定されているとはいえないことから、審査会は、開示対象となる個人情報を特定するため、印西市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16年条例第6号)第6条第4項の規定に基づく調査を実施した。その結果、審査請求人及び実施機関のいずれにおいても、開示を求める個人情報の範囲は、「●●●年ころ、審査請求人の母親が子育て支援課に対して行った相談に関する記録中審査請求人に係る部分及び審査請求人が同年●●月ころに居所を移転した際に実施機関が作成した記録中審査請求人に係る部分」とすることに実施機関が作成した記録中審査請求人に係る部分」とすることに異議はないものと解されることから、以下、本件審査請求の対象を上記のとおりとして判断する。

2 子育て支援課が行う相談業務について

子育て支援課は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に 基づく家庭児童相談、児童虐待の防止等に関する法律(平成12 年法律第82号)に基づく児童虐待相談、及び配偶者からの暴力 の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31 号)に基づくDV相談(以下これらを「各相談」という。)を行っており、それぞれについて相談があった場合には、相談記録票 を作成している。

3 本件対象個人情報について

上記1のとおり、本件審査請求の対象となっている個人情報は、「●●●●年ころ、審査請求人の母親が子育て支援課に対して行った相談に関する記録中審査請求人に係る部分及び審査請求人が同年●●月ころに居所を移転した際に実施機関が作成した記録中審査請求人に係る部分」(以下「本件対象個人情報」という。)である。

本件対象個人情報のうち上記前者の情報(以下「相談記録」という。)については、審査請求人の母親が子育て支援課に相談することがあった場合に、当該母親の相談記録票として記録されるものであって、上記後者の情報(以下「移転経緯情報」という。)については、実施機関が審査請求人の居所移転に関与した場合、又は居所移転にあたって実施機関が情報の提供を受けた場合に実施機関において作成されることとなるものである。

4 相談記録の存否応答拒否該当性について

(1) 条例第18条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

相談記録について、当該相談をした者以外の第三者が実施機関に対して開示請求をし、この請求に対して実施機関が個人情報の不存在ないし不開示(相談内容の一部を不開示とする部分開示決定を含む。)の決定をした場合、当該相談をした者による相談の内容は明らかとはならないが、実施機関は当該相談に係る記録の存否、すなわち当該相談をした者が相談をした事実自体の有無を明らかにすることになる。

子育で支援課が実施する各相談においては、一般に、相談の内容だけでなく、相談をした事実そのものについる。これはは、外の者に明らかにしないことを前提にして行われる。これれは、配偶者暴力、児童虐待等(以下これらを「児童虐待等」という。)を行ったものとして当該行為者以外の者が児童虐待等」という。かを行ったものとして当該行為者は、当該行為者が児童虐待等は、当該相談をした事実を知ることに、相談の内容が深刻などのおることに、相談をした事実自体の秘密を受けることが多く、そうした問題を抱えた家庭であるとの部署に及ぶことが多く、そうした問題を抱えた家庭であるとの部署をした事実とがあることが一般である。は、相談をして、相談をすることが一般であるものによるものである。

そして、本件開示請求において審査請求人の開示請求に係る相談記録が審査請求人に関するものであるとしても、当該個人情報は、開示請求の内容から第三者である審査請求人の母親が相談をしたことを前提とするものであって、これを開示することは、条例第15条第2号柱書にいう「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」に該当するものということができる。

また、上記2の相談業務について、第三者のした相談に開示

請求者の個人情報が含まれる場合、その存否を回答することは、本来不開示とされるべき、当該第三者が各相談をしたかどうか について情報を開示することとなる。

したがって、本件開示請求においても、条例第18条の規定に基づき、審査請求人の母親の相談記録について、審査請求人のした開示請求に対し、その存否を明らかにすることなく拒否した実施機関の判断は相当である。

## (2) 実施機関の主張について

実施機関は、本件対象個人情報の存否を答えることにより、 条例第15条第8号に規定する情報を開示することとなるとして、条例第18条の規定に基づき存否応答拒否を行っているところ、同号は、開示請求をした本人の個人情報であっても、それが市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関するものである場合に当該事務又は事業の適正な遂行と、本人の開示請求権とを調整することを目的とした規定と解され、開示請求者が第三者の権利利益に関する個人情報について開示を求めた場合については、条例第15条第2号においてその調整が図られているものというべきであるから、本件開示請求については同号の規定の適用によるべきである。

#### (3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、実施機関の主張する不開示理由が情報公開法第5条に違反しているとする。しかしながら、同条は、国の「行政機関の長」に対する開示義務を規定したものであって、情報公開法第25条からも明らかなとおり、情報公開法第5条が実施機関について適用される規定ではないことから、審査請求人の情報公開法違反の主張に理由はない。

また、本件処分は、審査請求人は憲法第25条及び第26条 により保障される審査請求人の権利を侵害するものであるとの 主張をしている。

しかしながら、この点に関する審査請求人の主張は、権利の 具体的内容及び侵害の具体的態様が明らかになっておらず、ま た、本件処分の違法性を根拠付けることとなる理由も明らかで ないことから、採用の限りでない。

- 5 移転経緯情報の存否応答拒否情報該当性について
  - (1) 審査会による調査によれば、上記2の相談業務について、子育て支援課は、いずれも相談記録と対応記録とを一体の記録として作成、保管しているところ、移転経緯情報を含む対応記録に先行する形で相談記録が作成されており、対応記録の存否が明らかになる関係にある。上記4に述べたとおり、子育て支援課の保有する相談記録は存否応答拒否情報と解されるところ、これに引き続いて作成される対応記録について存否の応答をすることとすれば、相談記録について存否応答拒否をした意味そのものがなくなる。したがって、移転経緯情報を含む対応記録そのもになる。したがって、移転経緯情報を含む対応記録そのもになる。したがって、移転経緯情報を含む対応記録そのもになり、条例第15条第2号柱書に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが開示されることとなるものとして、存否応答拒否情報に該当するものというべきである。
  - (2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件開示請求による情報開示を受けることができなければ、審査請求人が居所を移転した経過及び実施機関の関与の態様等が適正なものであったかどうかの検証が、審査請求人においてできないとして、実施機関の保有する本件対象個人情報が審査請求人に関するものである以上、その開示を認めるべきであるとする。

しかしながら、審査請求人に関する個人情報が含まれる場合であっても、そこに第三者の保護すべき権利利益が一体として含まれ、かつ両者が不可分の関係にある場合には、当該情報を不開示とした場合であっても当該情報を開示したことになる情報については、これを存否応答拒否情報とすることができるものというべきである。

#### 6 まとめ

以上のとおり、相談記録及び移転経緯情報を含む対応記録の存否について答えることは、条例第15条第2号に規定する不開示情報である本件対象個人情報を開示することとなる。したがって、結果として条例第18条の規定に基づいて本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 調査審議の経過

審査会は、本件諮問事案について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	調査審議の経過
平成29年11月22日	実施機関から諮問書を受理
平成29年11月27日	実施機関から意見書及び資料を受理
平成29年12月18日	第1回
	・実施機関の補充説明聴取
	・審査請求人の意見陳述聴取
	• 審議
平成30年2月1日	審査会が指名する委員による実施機
	関に対する対応記録等の調査

# 印西市情報公開·個人情報保護審査会委員

職名	氏 名
会 長	伊 藤 義 文
会長職務代理者	土 肥 紳 一
委員	武 田 好 子
委員	大杉洋平
委員	柳橋幸雄